

入 札 参 加 条 件

- (1)建設業法第 28 条に定める指示、又は営業停止を受けていないこと。
- (2)発注工事に対応する技術者を建設業法第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- (3)直前 10 年間に、同工種で、同規模工事等以上の建築工事を施工した実績があること。
- (4)発注工事の工種に係る東京都における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (5)入札公表の日から入札の日までの間に東京都において指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6)建設業法第 27 条の 23 の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に基づく建築一式工事もしくは内装工事の総合評点が 700 点以上であること。
- (7)東京都内に本支店があること。東京都内に本支店が無い場合、不測の事態等有事の際に遅滞なく対応出来る体制があること。